

扶養認定の届け出に必要な添付書類

書類はすべて原本を提出してください(写しの表示のあるものを除く)。また、下記の一覧は届け出時の一般的な書類を表示しているもので、状況によっては下記以外の書類の提出を求められる場合がありますので、ご了承ください。

組合員以外にも扶養義務者のいる者について認定の届け出をする場合、他の扶養義務者の所得証明書が必要です(他の扶養義務者が組合員や被扶養者の場合は不要)。

	認定対象者が組合員と同一の世帯に属している場合								同一の世帯に属していない場合				
	父母 祖父母	配偶者	子	孫	兄弟 姉妹	その他	未届け 配偶者 の父母	未届け 配偶者 の子	父母 祖父母	配偶者	子	孫	兄弟 姉妹
申立書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
扶養協議書	○			○	○	○	○		○			○	○
他の扶養義務者の 非扶養証明書 ※他の扶養義務者が いない場合は戸籍謄本 ※他の扶養義務者を組合員が 扶養している場合は不要	○		○	○	○	○	○	○	○		○	○	○
戸籍謄本	○			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
続柄が記載された 世帯全員の住民票	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
所得証明書※	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
年金等改定(裁定) 通知書の写し (最新額のわかるもの) 年金を受給している方のみ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
仕送り状況申立書等 (仕送り状況のわかるもの)									○	○	○	○	○

※〈注意事項〉所得証明書について

○18歳未満の方は、原則として所得証明書の提出は必要ありませんが、アルバイトやパートにより給与収入等、何らかの収入がある場合は、所得証明書が必要です。

○退職等を事由に扶養の届け出をする場合は、所得証明書に代えて次項の証明書を提出してください。(ただし、届け出時に離職後1年を経過している場合は、所得証明書の提出も必要です。)

・勤務先で雇用保険の適用を受けていなかった場合は、雇用保険の適用がないことが記載された「退職証明書」

・雇用保険を受給しない場合または離職後、雇用保険の手続きが済んでいない場合は、「離職票-1及び2の原本」

※離職票は、写しをいただいたうえで返却しますが、雇用保険受給の手続き後、「雇用保険受給資格者証」の写しを送付いただく必要があります。

・雇用保険の受給手続き後、認定の届け出をする場合は、「雇用保険受給資格者証」

- ・雇用保険の受給が終了した場合は、「雇用保険受給資格者証」
- ・会計年度任用職員等を退職し、「失業者の退職手当」等を受給する、もしくは受給が終了した場合は、「失業者の退職手当」の受給額と受給期間が確認できるもの

○認定の届け出時に就労中の場合、所得証明書に代えて「勤務条件等に関する証明願」及び「給与証明願」を提出してください。※様式は FINE・共済組合 HP に掲載

○事業収入がある場合は、所得証明書に代えて、最新の「確定申告書の控(写)」及び「所得控除の対象となった経費がわかる書類」を提出してください。

被扶養者の認定を取り消す場合

事由	添付書類
就職のとき	採用証明書(採用日の確認できるもの)または健康保険証の写し
死亡のとき	死亡を確認できる書類(埋火葬許可証・戸籍謄本など)
雇用保険を受給するとき ※受給する日額が 基準額を超える場合	雇用保険受給資格者証
上記以外の事由のとき	戸籍謄本等そのことを確認できる書類

被扶養者の同別居に変更があった場合

事由	添付書類
同居から別居の場合	申立書・仕送り状況申立書
別居から同居の場合	なし(共済組合被扶養者申告書のみご提出ください。)